

質 問

平成20年3月に国立大学法人等に対する寄附金の取扱いについて政令の改正がありました。その内容について教えてください。

回 答

1. 経過

これまで、国立大学法人等（地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号。以下「再建法」という。）第24条に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ）に対する寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金等の支出については、再建法第24条により原則禁止され、同条但書きに基づき、地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和30年政令第333号。以下「再建令」という。）第12条の3第7号の規定に基づく地方公共団体の要請に基づいた科学技術の研究もしくは開発又はその成果の普及で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与する等の一定の要件を満たすものについて例外が設けられているところです。

これは、国等が「自発的寄附」という名目で地方公共団体にその負担を転嫁することや、地方公共団体が国の施設等を誘致するために、本来、国等が負担すべき経費を拠出するといったことが地方財政の悪化の一因となり、国と地方の財政秩序の健全性を阻害するものであることから、それらを防止するために規定されているものです。

しかしながら、時代の変遷とともに、地方では人口の減少や企業の流出などにより衰退化が進む一方で、国が構造改革を進める中で地域間の格差といわれる問題も生じ、各地域の実情に応じた地域活性化策の必要性が高まってきました。

このような状況を踏まえ、国では、平成19年11月に地方再生のための総合的な戦略、「地方再生戦略」

を取りまとめ、その中で、地域活性化の担い手となる人材の育成や産学官連携を進め、大学等有する人的・知的資源の有効活用を図るとともに「国立大学法人への地方公共団体の寄附に関する制度の運用の改善を図る。」とされたところです。

これを受け、平成19年12月28日には国立大学法人等に対する寄附金について、その運用を大幅に緩和する通知が出され、平成20年3月19日に「地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成20年政令第47号）が公布、施行されました。

2. 今回の改正について

今回の改正点は次のとおりです。

①再建令第12条の3第7号の改正について

これまでの再建令では、地方公共団体の要請に基づき、科学技術の研究もしくは開発又はその成果の普及で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与する事業を国立大学法人等が行う場合に、その実施に要する経費を負担することができることとされていましたが、その場合に、土地や建物等の寄附もできるようになりました。

これにより、例えば、研究施設用地やサテライト教室用建物の無償提供などが可能になると考えられます。

②再建令第12条の3第8号の新設について

これは、再建法24条に規定する国立大学法人等が開設する病院や診療所で、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に対して特別に医療を提供する場合に要する費用の負担や当該医療の提供の用に供する土地、施設もしくは設備を寄附することができるようにしたものです。

この規定の対象となる事例としては、国立大学附属病院等が、新しく救命救急センターなどを設

置して地域の救急医療等の提供を行う場合の補助や土地の提供、小児科などの休日夜間診療を実施する地域の輪番体制に参加して医療を提供する場合の補助などがあげられています。

③再建令第15条の改正について

これまでは、市町村が再建法第24条に基づいて総務大臣に提出すべき寄附協議にかかる書類については、都道府県知事を経由しなければならないとされていましたが、手続きの簡素化・迅速化を図るため、市町村が直接総務大臣に提出できるようになりました。これに伴い、再建令第15条後段に基づく都道府県知事等の意見の添付の必要もなくなりました。

④地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の改正について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「健全化令」という。）についても、上記①～③と同様の改正がなされています。

※再建法及び再建令については、それぞれ、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）及び健全化令が施行される平成21年4月1日をもって廃止されます。

3. おわりに

今回の改正により、国立大学法人等に対する寄附の要件の緩和、対象の拡大がなされ、地方公共団体が寄附を行いやすい環境が整いました。しかしながら、寄附の原資はいうまでもなく税であり、寄附を行うにあたっては、その必要性、地域に還元されるであろう効果について検証を行い、適正な運用に努めてください。

（大阪府総務部市町村課財政グループ）